

広島県告示第二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人あゆみ会	呉市中央六丁目七番七号	ヘルパーステーションさんぽ	呉市中央六丁目七番七―三〇一号	平成二十七年二月二十八日
合同会社介護村	呉市本通七丁目一番四号 光田ビル2F	『介護村』居宅介護支援事業所	呉市本通七丁目一番四号 光田ビル2F	平成二六年八月三十一日
株式会社呉福祉サービス	呉市西鹿田二丁目四番一三号	さくら・介護ステーションやわらぎ	呉市焼山桜ヶ丘一丁目一三番一号	平成二十七年四月三〇日
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一号	サンキ・ウエルビー介護センター・呉	呉市広古新開八丁目二番四〇号	平成二十七年五月三十一日
社会福祉法人三次市社会福祉協議会	三次市十日市東三丁目一四番一号	ケアプランセンター・きざ	三次市吉舎町吉舎七二三番地一	平成二六年九月三〇日
医療法人仁康会	三原市小泉町四二四五番地	医療法人仁康会居宅介護支援事業所さつき	三原市下北方一丁目七番三〇号	平成二十七年九月三〇日
鍋島 修三	尾道市天満町一三―九―一〇〇四	鍋島歯科医院	尾道市土堂一丁目二―一―一	平成二七年九月二二日
藤田 義典	尾道市瀬戸田町瀬戸田二二八	藤田歯科医院	尾道市瀬戸田町中野四〇五―七	平成二七年九月三〇日
黒瀬 寿康	尾道市向島町五五三四番地一―二三	くろせ歯科クリニック	尾道市向島町五五三四番地一―二三	平成二七年九月三〇日
有限会社川崎薬品	尾道市西則末町四―三〇	門田調剤薬局	尾道市門田町一―三九	平成二七年九月二〇日
医療法人社団かなもと医院	尾道市西則末町四―三五	医療法人社団かなもと医院	尾道市門田町一―四三	平成二七年九月一九日